1 「最高規範性」という文言を使用している条例の例

	秋1017元里日工」	という又言を使用している条例の例 	
番号	自治体名	条例の抜粋	施行日
1	杉並区	■題名	平成15年5月1日
		杉並区自治基本条例	
		■第11章 条例の位置付け	
		第31条 この条例は、区政の基本事項につ	
		いて、区が定める <mark>最高規範</mark> であり、区	
		は、他の条例、規則等の制定改廃に当た	
		っては、この条例の趣旨を尊重し、整合	
		性を図らなければならない。	
		2 区は、この条例の規定の実施状況、社	
		会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間	
		ごとに、この条例の内容について検討を	
		加え、必要な見直しを行うものとする。	
		■前文	
		地方自治とは、本来、そこに住み、暮ら	
		す住民のためにあるものであり、地域のこ	
		とは、住民自らが責任を持って決めていく	
		ことが、自治の基本である。自治体として	
		の杉並区には、区民の信託にこたえ、区民	
		との協働により、地域の資源や個性を生か	
		した豊かできめ細かな区政を行う責務があ	
		る。そうした責務を果たし、杉並区が真に	
		自立した地方自治体となっていくために	
		は、地方政府としての枠組みと、住民の行	
		政への参画及び行政と住民との協働の仕組 みを自ら定めることが求められている。	
		武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史	
		の中で形作られた道や街並み、そして、そ	
		こに住み、暮らす区民の活発な住民活動と	
		住民自治への先進的な取組などは、杉並区	
		の誇るべき財産である。	
		私たち区民は、このような「杉並らし	
		さ」を大切にしながら、杉並らしい自治を	
<u> </u>			

築いていくことを宣言する。そして、区民 主権に基づく住民自治の更なる進展のため に、最大限の努力を払い、区民一人ひとり の人権が尊重され、誇りを持って区政に参 画し、協働する「自治のまち」を創つくっ ていくことを目指し、ここにこの条例を制 定する。

■第1条(目的)

この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

2 三郷市

■題名

三郷市自治基本条例

■前文

私たちには夢があります。市民一人ひとりの知恵をいかして、すべての人が幸せにいきいきと暮らせるまち、愛着と誇りと希望の持てるまちを実現することです。

そのためには、市民の信託と参加に基づ く市政、市民をはじめ、多様なまちづくり の主体による協働が必要です。

私たちは、ここに三郷市の自治のあり方を明らかにする市民共有の最高規範として、この条例を定めます。

■第1条(目的)

この条例は、三郷市の自治の基本理念を 明らかにするとともに、市民等の権利及び 責務、議会及び執行機関の責務並びに市政 平成21年10月1日

運営及び参加と協働の基本的な事項を定め ることにより、地方自治の確立を図り、も って豊かな地域社会を実現することを目的 とする。 ■第54条(条例の位置付け) 個別の条例、規則、計画等の制定若し くは策定又は解釈においては、この条例 の趣旨を最大限尊重するものとする。 2 市民等、議会、執行機関及び市職員 は、この条例を尊重し、及び遵守するも のとする。 3 この条例の施行前に既に施行されてい る条例、規則等は、この条例との整合を 図るため、適宜見直しを行うものとす る。 多治見市 ■題名 平成19年1月1日 3 多治見市市政基本条例 ■第41条(<mark>最高規範性</mark>) この条例は、市の最高規範であり、市 は、この条例に従い、市政を運営し、他 の条例などを制定し、改正し、廃止し、 解釈し、運用しなければなりません。 2 この条例に反することは、その効力を 有しません。 3 市は、法令を解釈し、運用する場合 も、この条例に照らして判断しなければ なりません。 ■前文 私たちは、基本的人権が尊重され、平和 のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを 目指します。 私たちは、まちづくりの主体として、一 人ひとりが自由な意思でまちづくりにかか わるとともに、まちづくりの一部を信託す

るため、市民自治の主権に基づき、市民生 活とその基盤である地域社会に最も身近な 地域政府として多治見市を設置します。 市は、市民の信託に基づき政策を定め、 市政を運営しなければなりません。また、 その保有する情報を市民と共有し、市民が 市政に参加するための制度を整え、まちづ くりを担う多様な主体と連携協力しなけれ ばなりません。 私たち市民は、地域政府としての多治見 市の成立が市民の信託に基づくものである ことを明らかにし、市政の基本的な原則と 制度やその運用の指針や市民と市の役割を 定める多治見市の<mark>最高規範</mark>として、ここに この条例を制定します。 ■第1条(目的) この条例は、市政の基本的な原則と制度 やその運用の指針や市民と市の役割を定め ることにより、多治見市の市民自治の確立 を図ることを目的とします。 三鷹市 平成18年4月1日 ■題名 三鷹市自治基本条例 ■第3条(条例の<mark>最高規範性</mark>等) この条例は、市政運営における<mark>最高規</mark> <mark>範</mark>であり、市は、他の条例、規則等の制 定並びに法令、条例、規則等の解釈及び 運用に当たっては、この条例の趣旨を尊 重し、この条例との整合性を図らなけれ ばならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向け た取組を通してこの条例の不断の見直し 及び検証を行い、将来にわたりこの条例 を発展させるものとする。 ■前文

主権者である市民の信託に基づく三鷹市 政は、参加と協働を基本とし、市民のため に行われるものでなければならない。 市民にとって最も身近な政府である三鷹 市は、市民の期待に応え、市民のためのま ちづくりを進めるとともに、まちづくりを 担う多くの人々が、参加し、助け合い、そ して共に責任を担い合う協働のまちづくり を進めることを基調とし、魅力と個性のあ ふれるまち三鷹を創ることを目指すもので ある。 三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊 かなまちであり、これまでの歩みの中でも 市民生活の向上に積極的に取り組むなど、 常に先駆的なまちづくりを進めてきた。 私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と 文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域 社会を築くとともに、世界平和への寄与、 基本的人権の尊重、協働とコミュニティに 根ざした市民自治を確かなものとし、日本 国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹 において実現するために、三鷹市の<mark>最高規</mark> <mark>範</mark>として、ここにこの条例を制定する。 ■第1条(目的) この条例は、三鷹市における自治の基本 理念と基本原則及び自治機構と自治運営の 基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づ く市議会及び市長等の役割と責任を明らか にするとともに、市民自治による協働のま ちづくりを推進し、もって日本国憲法に定 める地方自治の本旨の実現を図ることを目 的とする。 愛西市 平成27年4月1日 5 ■題名 愛西市自治基本条例

■ 第 6 章 **最高規範性**

第38条 この条例は、愛西市における自治 についての<mark>最高規範</mark>であり、市民及び市 は、この条例を守らなければなりませ ん。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正 及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当 たっては、この条例の趣旨を尊重し、整 合を図らなければなりません。

■前文

愛西市は、平成17年4月1日、4つの町村がひとつの市となり新しくスタートしました。木曽三川等の豊かな水と、濃尾平野の肥沃な大地に恵まれています。私たちの祖先は水と戦い、その都度知恵を活かし治水に努めてきました。こうした環境の中で、自然と文化の豊かさを実感し、人と人、地域と地域とが支え合って、歴史と伝統がいきづくまちをつくってきました。

それぞれの伝統と特性を互いに尊重しながら、私たちが主体となり、これからも住み続けたくなるまち、人々が和む心豊かなまち、私たちも次の世代も幸せに暮らすことのできる愛西市を目指します。

私たちは地域の中で関わり合い、情報を 共有し、お互いによく話し合い、一人ひと りが自ら考え、行動し、「自治の力量」を 高めていく必要があります。まちの課題 は、地域社会や経済環境の変化に伴い変わっていきますが、自治の担い手である私た ちは、互いに権利を尊重しながらそれぞれ の責任と義務を果たしていきます。

私たち愛西市民は、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、市民が主体の自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

	■第1条(目的)	
	この条例は、愛西市における自治の基本	
	的な考え方及びしくみを定めることによ	
	り、市民が主体のまちを実現することを目	
	的とします。	

2 「最高規範性」という文言を使用していない条例の例

	1人1月/2011年11年1	という文言を使用していない条例の例	
番号	自治体名	条例の抜粋	条例施行日
1	青森市	■題名 青森市まちづくり基本条例	平成28年4月1日
		■前文 わたしたちの住む北のまち青森市は、恵 み豊かな陸奥湾や雄大な八甲田連峰、憩 み豊かな陸奥湾や雄大な八甲田連峰、憩 の森梵珠山などの豊かな自然に育まれ、まし の恩恵を受けながら発展を続けてき た。 悠久の縄文の時を今に伝える三内丸山短い 東の前に思うに伝える三内丸山短い 夏に情熱が燃え上がるねぶた祭美しく気といい。 と共に生きた先人たちの勇気といいます。 もと絆がしっかりと受け継がれています。 わたしたちは、縄文のまほろば、中世のまちたしたちは、縄文のまほろば、中世のまちたしたちは、全ての市民してきたっから、全てのおいまないがら、半がでいるまちとして、また、市民としてがら、また、市民としてを愛し、おまちとして、また、市民としているまちとしておりまないまちとしていまないまちとしていまないまちとしていまないまなければなりませでに引き継いでいかなければなりません。	
		わたしたちは、ここに、青森市のまちづくり くりの道しるべとする「青森市まちづくり	

基本条例」を制定し、「自分たちの地域の ことは自分たちで考え、決め、責任をもっ て行動する」まちづくりの原点に立ち、市 民、議会及び市長等の持てる力を出し合 い、共に力を合わせ、連携してまちづくり に取り組んでいきます。 ■第1条(目的) この条例は、市のまちづくりの基本理念 及び基本原則を定め、市民、議会及び市長 等が果たすべき責務などを明らかにし、も って、市民の福祉の向上と市勢の持続的な 発展を図ることを目的とする。 ■第2条(この条例と他の条例等との関 係) 市は、まちづくりに関する条例、規則等 の制定若しくは改廃又は計画等の策定、変 更若しくは廃止を行うに当たっては、<mark>この</mark> 条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を 図る ものとする。 茂原市 平成28年4月1日 ■題名 茂原市まちづくり条例 ■前文 私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中 央部に位置し、温暖な気候と豊かな自然環 境に恵まれ、農村文化を育むとともに、豊 富な地下資源である天然ガスを利用した煙 の出ない工業都市として発展してきまし た。 今日では、農業、工業、商業などのバラ ンスのとれた産業構造を有し、行政、教 育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の 中心的な都市となっています。 私たちは、このような歴史、風土及び自 然環境を背景として、伝統ある郷土を愛

し、「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市」を目指す茂原市市民憲章の基本理念のもと、豊かな自然と、歴史的・文化的資産を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。

地方分権の推進が求められ、また、少子 高齢化、人口減少などの現象が、さまざま な角度から注目されています。このような 状況の中で、知恵を出し合い、力を合わせ て、豊かで持続可能な地域社会を築き上 げ、次代を担う子どもたちに引き継いでい くためには、市政を議会及び市長に信託す るとともに、市民一人ひとりが自ら考え、 自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する 市民自治のまちづくりが必要です。

そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、それぞれ地域の課題解決に取り組むとともに、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取組や工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、市民 等の権利と役割、市及び議会の役割と責務 を明らかにするとともに、情報の共有、参 加、協働をまちづくりの基本原則として、 市民自治によるまちづくりを進めるため、 ここに茂原市まちづくり条例を制定しま す。

■第1条(目的)

この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進

及び確立を図り、もって全ての市民が住ん で良かったと思えるまちを実現することを 目的とします。 ■第2条(条例の位置付け) この条例は、茂原市のまちづくりの基本 を定めるものであり、<mark>他の条例、規則等の</mark> 制定改廃に当たっては、この条例に定める <mark>事項との整合を図る</mark>ものとします。 四日市市 平成17年9月1日 ■題名 四日市市市民自治基本条例 (理念条例) ■前文 私たちのまち四日市は、鈴鹿山脈や伊勢 湾などの素晴しい自然に恵まれ、宿場町と して、また古くから「市」が開かれたまち として栄えてきました。現在では、世界に 開かれた四日市港を基盤として石油化学コ ンビナートや各種産業が集積しており、万 古焼、お茶、そうめんなどの地場産業とあ わせて盛んな生産活動が行われる活気あふ れる都市としてさらに発展しています。 本市は、長らく国の指導のもとに画一的 行政運営を行ってきましたが、既にこれま での行政運営の限界が明らかとなってきて います。本来、四日市のことは私たち自ら が責任を持って決定するものでなければな りません。そこでは、本市が、本市の地域 特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっ ての拠りどころとなる条例を新たに定める ことが必要となってきています。 また、本市が今後も三重県下最大の人口 を有する中核都市として発展を続けていく ためには、新しい無駄のない行政運営を行 うこととともに、市民憲章の精神を活かし て市民にとって暮らしやすいまちづくり、 住み続けたいまちづくりを行っていくこと

が求められます。

従って、これからの時代にふさわしい、 四日市市市民自治基本条例(理念条例)の 制定により、市民主権の市政の実現を宣言 し、その実現に向けた行政運営のあり方及 び市民、市の執行機関及び市議会の役割や 協働のあり方を明らかにすることで、市民 誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行 機関や市議会とともにより良い四日市の 「まちづくり」を担っていけるような仕組 みを作り上げることで、豊かで人権が尊重 される地域社会の実現を目指していくもの です。

■第1条(目的)

この条例は、本市の行政運営に関する基本理念を定めるとともに、市民等、市の執行機関及び市議会の役割を定めることにより、市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とします。

■第23条(条例の位置付け)

この条例は、市の行政運営に関する基本 理念を定めたものであり、<mark>市が他の条例を 制定又は改正するときは、この条例の趣旨 を尊重し、この条例の規定との整合性を確 保するよう努めるものとします。</mark>

4 調布市

■題名

調布市自治の理念と市政運営に関する基 本条例

■前文

私たちのまち調布は、悠久の流れをたた える多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の 森など、自然の豊かさと都市の利便性が調 和するまちとして発展してきました。私た 平成25年4月1日

ちは、この調布で、相互に助け合い、共に 歩みながら、市民が生き生きと暮らす活気 とぬくもりのあるまちを築いてきました。

私たちは、これからもこの調布らしさを 大切にしながら更に発展させ、将来の世代 に引き継いでいきたいと思っています。

一方,地方分権が進展する中,地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定します。

■第1条(目的)

この条例は、市における自治の基本理念 (以下「自治の基本理念」という。)並び に市民、市議会及び市長の役割を明らかに し、市政運営の基本原則を定めることによ り、自治によるまちづくりを一層推進し、 もって活力ある豊かな地域社会の実現を図 ることを目的とする。

■第3条(条例の位置付け)

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本原則を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、この条例との整合性を確保するものとする。

■第20条 (解釈規定)

第2条の規定は、他の条例で別に市民 の範囲を定めることを妨げるものと解釈 してはならない。 2 第5条のまちづくりに参加する権利は ,市内に住所を有する者とその者以外の 市民において同等のものと解釈してはな らない。 練馬区 ■題名 平成23年1月1日 練馬区政推進基本条例 ■前文 練馬区は、昭和22年8月1日、自立を求 める人々の努力が実を結び、板橋区から分 離独立して23番目の特別区として誕生しま した。以来、都心に近接する住宅地域とし て、多くの人々を受け入れてきました。そ の過程で、区民と区とが力を合わせて、都 市基盤や公共施設の整備などのまちづくり に取り組み、今や人口70万を超える、23区 有数のみどり豊かな住環境に恵まれた都市 として発展しています。 一方、時代の経過に伴い、災害や治安に 対する安全安心意識の高まり、少子高齢社 会と核家族化の進行、近隣や人と人とのつ ながりの希薄化など、地域での対応が必要 となる課題が生じてきています。区民にと って最も身近な基礎自治体としての練馬区 には、自らの判断と責任により、区民の信 託に応える区政運営が求められています。 これからも区政は、人権が尊重され、多 様な価値観や文化を認め合う、誰もが安心 して暮らせる練馬区を、主権者である区民 と区とがともに築き、発展させることを基 本に置きます。未来へ向けて、練馬区の自 治のあり方と区政運営の仕組みを明らかに し、区民と区とがそれぞれの役割と責務の

もと、より自律的な地方政府としての練馬

区を実現するため、この条例を定めます。

■第1条(目的)

この条例は、練馬区の自治の基本理念、 区民等の権利および責務ならびに議会および執行機関の役割等を明らかにし、参加・ 参画および協働の推進ならびに区政運営の 基本的仕組みについて定めることにより、 練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的と する。

■第25条(条例の位置付け)

区は、<u>他の条例、規則等の制定または改</u> 廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重 し、整合を図らなければならない。